

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL.info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

長時間労働是正の為、監督指導を強化

29年度労働行政方針

働き方改革へ徹底監督

労働新聞 4月17日より

過重労働の恐れがある事業場に対し徹底監督を展開——厚生労働省は、平成29年度地方労働行政運営方針を明らかにし、長時間労働是正などの働き方改革を強力に推進する意向を明らかにした。問題となっている特別条項付き時間外労働協定などについて、労使当事者が正しく締結できるように関係法令の周知・指導を強化するとした。各方面からの情報収集により、時間外・休日労働が1カ月80時間を超えている疑いのある事業場への監督指導も重視する。

「特別条項」適正化へ

時間外月80時間超も監視

厚生労働省

同運営方針では、現在、政府全体の重要課題となつている働き方改革の実現に向けて、事業場の監督指導を徹底するとしている。

長時間労働の是正および過重労働による健康障害防止のため、労働基準監督署などにおける労働時間管理と健康管理に関する窓口指導を強化するとともに、監督指導を積極化する。

とくに、特別条項付き時間外労働協定を締結している事業場で、限度時間を超える時間外労働に割増賃金を定めていないなど、不適正な部分が発覚した場合の指導を重視する。

さらに、各方面からの情報収集に基づき時間外・休日労働が1カ月当たり80時間を超えている恐れのある事業場および長時間労働による過労死などの労災請求が行われた事業場へ重点的な監督指導を進めていく。

企業トップへの関与も強める。違法な長時間労働や過労死などが複数の事業場で認められた企業については、都道府県労働局長による指導とともに、企業名の公表を徹底するとした。

非正規労働者の待遇改善では、基本的労働条件の確立が先決となる。このため、事業場における雇用管理体制の整備と定着を促すと同時に、重大・悪質な法令違反に対して厳正に対処していく考えである。司法処分事案と監督指導結果については、積極的に公表する。また、解雇・賃金不払いなどの申告事案に対しては、迅速対応により早期解決を図る構え。

適用法令が整備された外国人技能実習制度では、「人身取引取締りマニュアル」を参考にしながら監督・調査を実施し、悪質で社会的に看過できない事案について積極的に司法処分する。なかでも、強制労働、暴行・脅迫・監禁、違約金徴収、預金通帳・印鑑・旅券などの取上げなどを重点的に監視する。



今回の通信では厚生労働省から出された平成29年度地方労働行政運営方針（以下、労働行政方針）に関する記事をピックアップしました。昨年からの労働基準監督署の立ち入り検査の対象基準が1ヶ月に100時間を超える残業から80時間を超える残業へ引き下げられました。今年も同様に長時間労働を行っている事業所への監督指導

導の強化する意向が明らかにされています。さらに平成29年1月20日からは是正指導段階での企業名公表制度がより多くの企業が対象となるように変更されました（基発0120第1号）。長時間労働以外にも今回の労働行政方針では、非正規雇用労働者の待遇改善、労働環境整備、地方創生の推進などが上げられています。詳しい内容については厚生労働省のホームページから確認が出来ますので、一度目を通されては如何でしょうか。



特別条項付き 36 協定とは

36協定を締結した場合には、月間45時間、年間360時間までを上限として、法定労働時間（1日8時間、1週40時間）を超えて労働をさせることができます。この36協定で定めた時間をさらに超えて労働をさせる場合に必要になるのが特別条項です。特別条項には上限時間は決められていませんが、臨時的なものにのみ認められ、期間は年間で6ヶ月までと決められています。

ご不明な点などございましたら、ヒューマン・プライムまでお気軽にお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。